



丹波篠山市ファミリーサポートセンター 活動の手引き



みんなで子育て

丹波篠山市社会福祉協議会

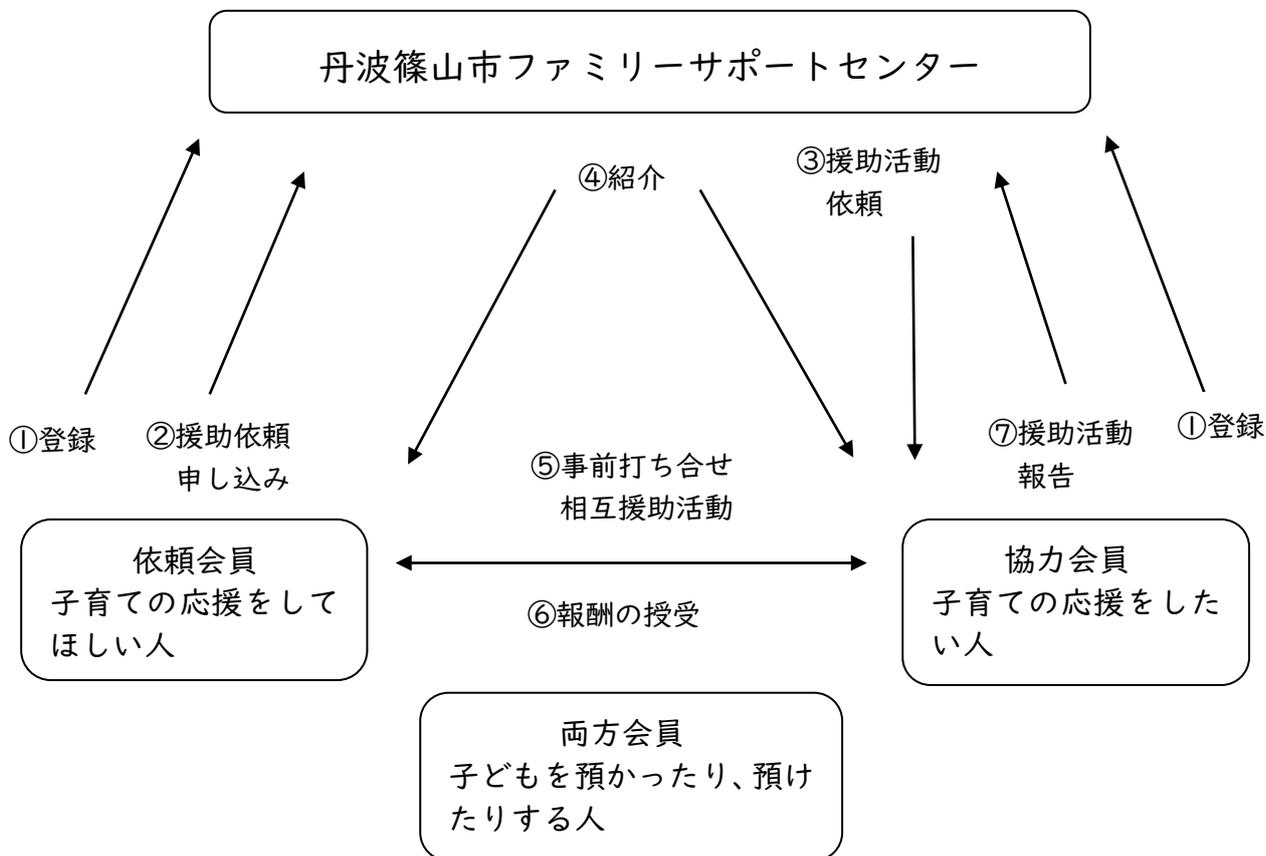
令和3年4月1日 改訂

1. はじめに・・・

丹波篠山市ファミリーサポートセンターとは

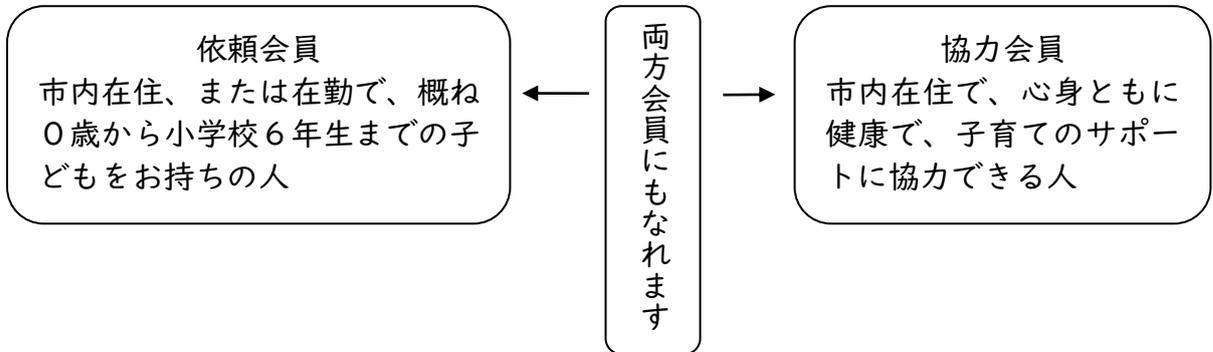
- ①丹波篠山市ファミリーサポートセンター（以下、「センター」という。）とは、子育て中の人仕事や急な用事等で、子どもの世話ができないときに、一時的・臨時的に地域の人が応援する会員同士の相互援助活動です。
- ②「子育ての応援をしたい人」＜協力会員＞と「子育ての応援をしてほしい人」＜依頼会員＞との会員組織による相互援助活動により、地縁や血縁関係にかわる地域での子育て支援の輪を広げることを目的とします。
- ③収入を目的とするベビーシッター等の職業ではなく、会員同士の助け合いにより、次世代を支える人達を支援する地域活動です。
- ④応援を行うかどうか、応援を受けるかどうかは、会員の自由意志に基づきます。
- ⑤センターは、会員同士をつなぎ、援助活動の調整をしますが、センターと会員は雇用関係にはありません。

丹波篠山市ファミリーサポートセンターのしくみ



会員になるためには

①会員は、「依頼会員」・「協力会員」・「両方会員」の3種類です。



②協力会員・両方会員の登録にあたっては、センター実施の講習会を受講していただきます。

援助活動の内容は

- ①保育園・幼稚園・小学校等（以下「保育園等」という。）までの送迎
- ②保育園等での保育が始まるまで（早朝）、あるいは保育園等が終わってから子どもを預かる
- ③児童クラブ終了後や学校の放課後、子どもを預かる
- ④子どもが軽度のけがや病気の場合に預かる
- ⑤保護者の短時間、臨時的な仕事の場合に子どもを預かる
- ⑥会員の病気や急用のときの預かり
- ⑦買い物等、外出時の預かり
- ⑧習い事等の送迎

*子どもを預かるのは、原則として協力会員の自宅です。ただし、会員同士の合意があり、援助活動に適した場所であれば、この限りではありません。

*援助活動は、早朝・夜間にわたることもありますが、子どもの宿泊を伴う預かりは行いません。

援助活動における事故について

- ①会員間での解決を基本原則としますが、会員相互間の事故に備えて、センターで補償保険（詳しくは15ページ）に加入しています。保険料については、センターが負担します。
- ②援助活動中に事故が起こった場合は、必ずセンターまで連絡をお願いします。

丹波篠山市ファミリーサポートセンターの役割

- ①センターは、会員の募集、登録、会員同士をつなぐ紹介、会員間で行う子育て援助の調整（コーディネート）を行います。
- ②利用料は、依頼会員から協力会員に支払われるもので、センターは利用料の授受に介在しません。

入会手続きについて

- ①入会申込書に署名捺印のうえ、必ず本人がセンターに直接ご持参ください（印鑑も持参ください）。登録の際には、身分証明書（運転免許証や保険証など）のコピーを1部、ご準備ください。なお、「入会申込書」と「会員証」に添付する写真は、センターで撮影します。
- ②今後の援助活動調整の参考のため、アドバイザーがお話しをお伺いします。
- ③協力会員・両方会員に登録を希望される方は、センター実施の講習会を受講していただきます。
- ④入会申込受付後、「会員証」を交付します。なお、会員証の有効期限は、協力会員・両方会員は5年、依頼会員は援助を受ける子どもが対象年齢を超えるときまでとなります。その時期に事前にセンターからご連絡しますので、期限までに更新を行ってください。
- ⑤入会にあたっての入会金・会費等は無料です。

退会について

退会される場合は、退会届を提出するとともに、会員証を返還してください。また、以下の会員は、退会となります。

- ①住所不明となり、連絡の取れない会員
- ②援助を受ける子どもが、対象年齢を超える会員

2. 援助活動の流れ

①援助の依頼（依頼会員）

援助が必要になると、丹波篠山市ファミリーサポートセンターに電話で申し込みます。



②協力会員を依頼会員に紹介（センター）

センターのアドバイザーは、依頼内容に合う協力会員に連絡し、承諾を受けたうえで、依頼会員に紹介します。



③事前打ち合わせの約束（依頼会員から協力会員に電話をします）

依頼会員は、紹介された協力会員に連絡し、事前打ち合わせの日時を決め、事前打ち合わせ票を作成します。



④顔合わせ及び事前打ち合わせ

子ども同席のうえ、協力会員宅で事前打ち合わせを行います（アドバイザーも同席します）。援助活動の日時、場所、内容、注意事項、緊急時の連絡方法等、事前打ち合わせ票に沿って、充分話し合ってください。



⑤援助活動開始の報告（依頼会員）

依頼会員は、センターに電話で活動開始を報告します。



⑥援助活動の開始



⑦援助活動の終了

活動終了後に、依頼会員は定められた報酬等を協力会員に直接支払います。協力会員は、「援助活動報告書」に活動の記録を記入し、依頼会員に署名捺印してもらいます。



⑧援助活動報告書の提出（協力会員）

協力会員は毎月、活動報告書をまとめて、翌月5日までにセンターに提出します。（郵送可）

*電話連絡は、入会申込書に記入された順序により、連絡します。

*協力会員紹介後、活動内容に変更が生じた場合、依頼会員はセンターへすぐにご連絡ください。

*センター閉所時の対応について

- 休日（12月29日から翌年1月3日及び土曜日、日曜日、祝日）及び時間外（8時30分～17時15分以外）の緊急活動は、事前打ち合わせが行われている場合に限り、活動を行うことができます。なお、緊急活動は、依頼会員が必ずセンターの留守番電話に、双方の会員名及び活動日時とその内容をお入れください。活動の連絡がなければ、事故のとき保険の対象になりませんので、必ず留守番電話にご連絡ください。

- 活動内容（時間変更、キャンセル等）の変更は、双方会員了解のうえ行ってください。なお、休日の活動内容の変更は、依頼会員よりセンターの留守番電話に、内容をお入れください。



事前打ち合わせ票 (1)

令和 3年 8月 25日

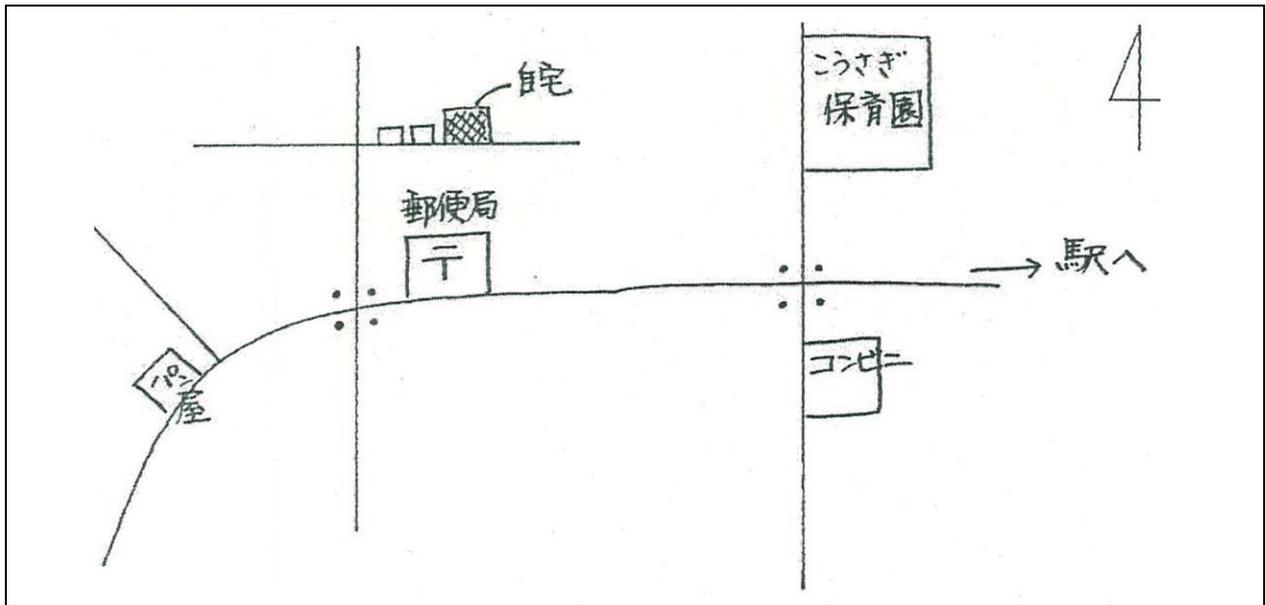
会員番号	200-100	会員氏名	篠山 好子
住所	〒669-△△△△ 丹波篠山市〇〇〇 〇番地 電話079-〇〇〇-〇〇〇〇		
保護者氏名	篠山 好子		
(勤務先)	(株) 黒豆 総務部) 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
保護者氏名	篠山 良男		
(勤務先)	(株) ほとん 営業課) 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
緊急連絡先	①母親の携帯		電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	②父親の職場		電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

子どもの名前 (愛称)	くるみ (るんちゃん)	このみ (のんちゃん)
生年月日	令和元年3月27日	令和 2年10月 8日
年齢・性別	2歳5ヵ月 (小学校 年) 男・女	歳10ヵ月 (小学校 年) 男・女
保育園名 幼稚園名 小学校名	こうさぎ保育園 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	こうさぎ保育園 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
病歴	水ぼうそう	
食事	野菜が嫌いです	離乳食 初期 食後 ミルク 120CC
午睡	ほとんど必要なし	午前1時間 午後2時間くらい
排泄	1人できてきます	紙おむつ使用 便は1日2回
好きな遊び	本が好きです	
特記事項		何でも口に入れます
かかりつけ の医療機関	こくま小児科 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	パンダ外科 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
保険証	記号 あ	番号 23456

事前打ち合わせ票（2）

援助の日時	令和 3 年 8 月 30 日 (火)	<input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後	4 時	分から
		<input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後	6 時	分まで
援助の内容	① 協力会員宅での預かり ② 保育園・幼稚園・小学校への送り 送り時間 (時 分) ③ 保育園・幼稚園・小学校への迎え 迎え時間 (16 時 30 分) ④ その他 ()			
依頼会員が用意するもの (当日、協力会員と会わない場合は、事前にお渡し下さい) 紙おむつ、ベビーカー、ミルク、タオル、着替え、おやつ				
依頼会員と協力会員の確認事項				
当日の依頼会員の連絡先	母親の携帯		電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

地図 援助活動に必要な地図 (自宅から保育園等までの経路地図、保育園等付近の地図、自宅付近の地図等) をご記入下さい。



※本票は個人情報です。取扱いに充分注意し、大切に保管してください
 ※相互援助活動終了後は、依頼会員またはセンターにご返却ください

3. 援助活動を始める前に

(1) 共通項目

- ①援助活動中に知り得た個人情報やプライバシーは、第三者に絶対に漏らさないでください。退会後も必ずお守りください。
- ②センターへの連絡なしに、会員同士で援助活動を行わないでください。事故等がおこった場合、保険の対象となりませんのでご注意ください。
- ③自家用自動車で援助活動（保育園・幼稚園・小学校等への子どもの送迎等）を行う場合は、万一の事故等に備え、自動車保険（任意保険等）についても充分話し合い、双方合意のもと活動してください。
- ④援助活動は、会員同士の話し合いにより決定し、相互の責任と信頼関係をもとに行うものです。事故やトラブルのないよう事前打ち合わせは、お互い充分行ってください。
- ⑤事前打ち合わせの際は、安全な送迎ルートをお互いで確認してください。
- ⑥援助活動にあたっては、相手の立場に立つことを忘れないでください。
- ⑦相互援助活動によって生まれた人間関係を、どうぞ楽しんでください。

(2) 依頼会員

- ①見知らぬ家に突然預けられると、子どもはとても不安になります。預ける前には必ずその理由をわかりやすく、子どもに説明してあげてください。
- ②預けられた子どもは慣れない環境の中で緊張し、いつもできることでも失敗してしまうことがあります。子どもが楽しく安全に過ごすことを第一に考えて、事前打ち合わせをしてください。
- ③気になること、してほしくないことは事前打ち合わせで率直に話し合い、誤解による事故や、トラブルが生じないようにしましょう。
- ④援助活動当日は、子どもの健康状態をしっかり確認し、子どもの体調が悪いときは、依頼をキャンセルしましょう。また、2歳未満の子どもの場合は必ず熱を計り、体調を確認しましょう。
- ⑤病気の回復期の子どもを預ける場合は、事前に医師の診断を受け、回復期であることを確認してください。
- ⑥事前打ち合わせをした依頼内容以外の援助活動は頼まないでください。依頼内容に変更が生じる場合は、必ずセンターに連絡してください。（連絡のない活動は、保険対象外となります）
- ⑦保育園等への送迎を依頼する場合は、事前に保育園等に必ず連絡してください。
- ⑧報酬を支払う時は、子どもの前で直接お金のやりとりをしないよう、気をつけてください。（センターで封筒を用意しています）
- ⑨事故の際の補償に関しては、保険の範囲内になりますのでご了承ください。

(3) 協力会員

- ①援助活動を円滑に行うためには、依頼会員との信頼関係を築くことが大切です。最近では、子育ての悩みを相談できる相手が、身近に見つけにくい状況でもあり、戸惑いや悩みを抱え込んでいる親たちも少なくありません。「まだ〇〇ができないの?」といった何気ない言葉で傷つく人もいます。親たちが置かれている状況を考慮し、相手の立場に立ち支援することで、一層信頼が深まることでしょう。
- ②子育ての方針については、それぞれ家庭ごとに違いがあります。事前に依頼会員とよく話し合うことが望まれます。
- ③ペットの存在は、子どもにとって興味深いものとなるかもしれません。犬や猫、小鳥、その他小動物を見ると、さわりたがったり、近づこうとしたりする子もいるでしょう。そのような場合は、噛まれたり、ひっかかれたりしないように、気をつけてください。また、子どもによっては、動物アレルギーがあったり、ペットの持っている菌に感染してしまう場合もあります。心配な場合は、ペットのいる部屋に子どもが近づかないような配慮が必要となります。ペットを飼っている協力会員は、ペットとの付き合い方についても、事前打ち合わせの時に、依頼会員とよく話し合っておいてください。
- ④報酬については、同資料の次頁をよく読み、正しく理解してください。お金のことは、お互いに言いにくいこともありますので、事前打ち合わせの際にきちんと確認し合うことが必要です。不明な点については、センターにお問い合わせください。
- ⑤健康管理に気をつけ、援助活動を行いましょう。体調が活動に支障がある場合は、活動を行わないようにしてください。年に一度は、健康診断を受診するようにしましょう。
- ⑥援助活動中は、会員証を必ず携帯してください。保育園等の送迎の場合は、必ず施設側に会員証を提示してください。
- ⑦援助活動中に事故が発生したときは、保険の手続きを行う必要がありますので、速やかにセンターに連絡してください。
- ⑧援助活動後は、必ず「援助活動報告書」を作成して下さい。報告書は月末締めで、翌月5日までにセンターに提出してください。(郵送可)
- ⑨事前打ち合わせ票は、個人情報保護のため、取り扱いには十分にご注意ください。また、相互援助活動終了後は、依頼会員またはセンターにご返却ください。

援助活動について、不明な点がありましたら丹波篠山市ファミリーサポートセンターへ、お問い合わせください。

4. 報酬等に関する基準

○報酬の支払い

1日の援助活動終了のつど、依頼会員から協力会員に直接支払ってください。

(1) 報酬の基準

丹波篠山市ファミリーサポートセンター事業運営要綱第9条に基づく報酬に関する基準は、次のとおりです。

援助活動日時	30分あたりの報酬額
一般保育時間内 (午前7時30分～午後6時30分)	350円/30分
一般保育時間外(上記以外の時間)	400円/30分
軽度のけが・病気の場合 (一般保育時間内のみ)	400円/30分
土曜日・日曜日・祝日・年末年始	上記の金額に50円/30分を加算
送迎のみ	上記の金額に50円/30分を加算

(注1) 援助活動時間とは、協力会員が活動にスタートした時点から、終了時点までとなります。

(注2) 預かる子どもは、兄弟姉妹の範囲を原則とし、1回につき2人以上を預かる場合は、1人目以降の援助活動報酬は、上記表の報酬額の2分の1の金額とします。

(注3) 軽度の病気とは、病気の回復期を意味するものです。また、その援助活動時間は、一般保育時間内(午前7時30分～午後6時30分)のみとします。

(注4) 取り消しの場合は、次のとおり依頼会員が、キャンセル料を支払ってください。

- ・前日までの取り消し・・・無料
- ・当日の取り消し・・・報酬額の半額(ただし上限は700円とします)
- ・無断取り消し・・・報酬額の全額

(注5) 送迎のみの活動の場合、保育施設以外の送迎に関しては、回数制限があります。

(2) 交通費については、公共交通機関やタクシーを利用した場合は実費とし、自家用自動車を利用した場合は、実費相当額(実際の活動に使用したガソリン代)を支払ってください。

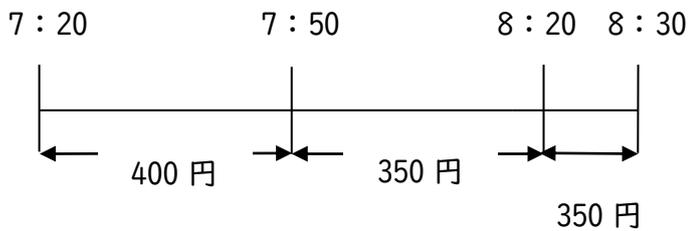
(3) 食事(ミルク)、おやつ及びおむつ等については、原則として依頼会員が用意してください。ただし、やむを得ず協力会員が用意したときは、依頼会員がその実費を負担してください。

5. 報酬の計算方法について

援助活動が少しでも一般保育時間外（午前7時30分以前・午後6時30分以降）となった場合は、その時間分は区分して30分あたり400円で、計算してください。

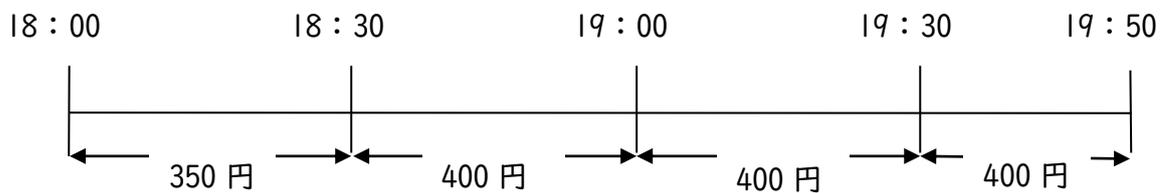
（例1）朝7時20分から預かり、保育園へ送って行き、8時30分に自宅に到着。

援助活動時間 7:20 ~ 8:30 (70分間)
計算方法 $400\text{円} \times 1 + 350\text{円} \times 2 = 1,100\text{円}$



（例2）夕方18時に自宅を出て、保育園へ迎えに行き、19時50分まで預かった。

援助活動時間 18:00 ~ 19:50 (1時間50分間)
計算方法 $350\text{円} \times 1 + 400\text{円} \times 3 = 1,550\text{円}$



6. 安全チェックリスト

大人にとっては何でもないことでも、子どもにとっては危険な箇所があるものです。事前打ち合わせで、依頼会員の子どもが訪問する前、また援助活動の前には、毎回この安全チェックリストに添って家の中を点検し、常に安全環境をつくりましょう。

各項目の「はい」「ときどき」「いいえ」のあてはまるところに、○印をつけてください。

① 子どもだけにして、家を留守にすることがありますか。	いいえ	ときどき	はい
② 火災や地震の際の避難方法を考えていますか。	はい		いいえ
③ 子どもをソファやベッド等、高いところにおいたときは、目を離さないようにしていますか。	はい	ときどき	いいえ
④ 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。	はい		いいえ
⑤ ドアがバタンと閉まらないような対策をしていますか。	はい		いいえ
⑥ 子どもがさわると危険なものは、子どもの手の届かないところに置いてありますか。			
ア) タバコ、薬、化粧品、洗剤、ビニール袋等の日用品	はい	ときどき	いいえ
イ) はさみ、カミソリ、包丁等の刃物類	はい	ときどき	いいえ
ウ) ボタン、硬貨、指輪、ヘアピン等、飲み込む恐れがあるもの	はい	ときどき	いいえ
エ) アイロン、ポット、鍋等、やけどの原因となるもの	はい	ときどき	いいえ
⑦ 暖房としてストーブやファンヒーターを使う際、やけどに気をつけていますか。	はい	ときどき	いいえ
⑧ 子どもを抱いているときに、タバコを吸ったり、熱いものを飲むことがありますか。	いいえ	ときどき	はい
⑨ 浴室に鍵をかける等、子どもが一人で入らないような対策をしていますか。	はい	ときどき	いいえ
⑩ ベランダや窓の側に踏み台となるようなものが、置いてありますか。	いいえ	ときどき	はい
⑪ 自動車の中に子どもを一人にしておくことがありますか。	いいえ	ときどき	はい
⑫ 自動車に乗せるときは、チャイルドシートを使用し、ドアやパワーウィンドウをロックしますか。	はい	ときどき	いいえ
⑬ 貴重品、その他大切なものは、子どもの目や手に触れないところにしまっていますか。	はい	ときどき	いいえ
⑭ 屋外に出るときは側において、子どもから目を離さないようにしていますか。	はい	ときどき	いいえ

(注) ○印が「真中」、または「右側」については、もう一度安全について考えてみましょう。

7. 援助活動中のけが・病気への対応

- ①援助活動中、預かっている子どもが、けがや病気になった場合、依頼会員に連絡をとり相談した後、必要であればかかりつけの医療機関（事前打ち合わせて必ず確認）、または最寄りの医療機関で受診してください。

*協力会員宅にある薬は、飲ませないでください。

- ②緊急を要するけが・病気の場合は、医療機関または消防署（119番）に連絡して、子どもの状況を説明し、指示をあおいでください。その後、速やかに依頼会員に連絡してください。
- ③医療機関へ連れて行く際には、必ず会員証と事前打ち合わせ票を持参してください。
- ④医療機関にかかった場合は、協力会員がセンターに連絡してください。
- ⑤立て替えた医療費や交通費等は、依頼会員に請求してください。
- ⑥かかった医療機関名、診断内容、費用、子どもの様子等を、援助活動報告書に記入しておいてください。

8. 安全な援助活動をするために・・・

- ①乳幼児の発達はめざましいものがあります。同じ子どもでも、昨日と今日では違うということを心に留めながら援助活動しましょう。以前預かったからといって油断せず、事前に必ず発達状況を確認し、家の中の安全を再度点検してください。
- ②子どもを抱えているときや、子どもが側にいるときは、禁煙厳守で、熱いものを飲むのは控えましょう。
- ③階段には、子どもが落ちないような対策をするか、一人で昇り降りしないよう、事故防止に充分注意してください。
- ④ドアがバタンと閉まると指をはさむことがあります。また、机や家具の角でけがをすることがありますので、気をつけましょう。
- ⑤子どもと一緒に道路を歩くときは手をつなぎ、大人は車道の側を歩きましょう。
- ⑥難しいことですが、子どもの送迎途上では、事故・事件にまきこまれないよう、周囲に注意してください。
- ⑦自動車の中に子どもを一人にしておいてはいけません。
- ⑧6歳未満の子どもを自動車に乗せるときは、必ずチャイルドシートを使用しましょう（法律で定められています）。チャイルドシートは、依頼会員が準備してください。
- ⑨ストーブやファンヒーター等の暖房器具を使う際は、子どもがやけどをしないように、充分気をつけてください。
- ⑩扇風機の使用中は、子どもが指をはさまないように注意しましょう。
- ⑪協力会員自身の健康管理にも、充分気をつけましょう。

9. 依頼会員への助成

(1) 依頼会員からの申請により、協力会員へ支払った援助活動報酬の半額を、1月あたり3,500円を限度として、助成することができます。ただし、その助成対象となる依頼会員は、次のとおりです。

①児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく手当を受給している会員

②その他、丹波篠山市社会福祉協議会会長が特に必要と認める会員

(2) 助成を受けようとする依頼会員は、援助を受けた当該年度の末日までに、援助活動報告書を丹波篠山市ファミリーサポートセンター助成金交付申請書（様式第1号）に添付し、会長に申請してください。なお、助成の可否の決定については、丹波篠山市ファミリーサポートセンター助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知されます。

10. 援助活動報告書の記入方法（協力会員）

(a) 欄 ①援助した日を記入してください。

(e) 欄 ②必ず依頼会員に直筆の署名捺印と会員番号の記入を受けてください。

(c) 欄 ③お子さんについて、援助活動中に気がついたことを記入してください。また医療機関にかかった場合は、医療機関名、診断内容、費用、お子さんの様子等を、この欄に記入してください。

(d) 欄 ④依頼内容によっては、複雑になる場合もありますので、報酬の基準に従い注意して記入してください。なお、依頼会員の希望により、おやつや食事等を提供した場合の費用も記入してください。費用については、会員同士で話し合ってください。目安としては、おやつ100円～150円、食事200円～300円です。

*計算方法が複雑で、内訳を報酬の欄に書ききれない場合は、援助の内容欄に記入してください。

*計算方法が複雑で、会員同士では金額が定まらない時は、センターにお問い合わせください。

⑤キャンセル料が発生した場合は、下記の事項を記入し、依頼会員・協力会員双方の署名捺印と会員番号を記入してください。

(a) 欄 ・援助実施日

(b) 欄 ・依頼会員の会員番号、氏名、子どもの名前、時間

(d) 欄 ・キャンセル料

1枚目（ピンク色）→ 依頼会員用

2枚目（水色）→ 協力会員用

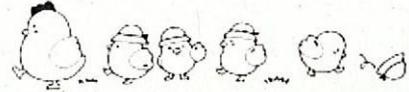
3枚目 → 協力会員が月末分までまとめて、翌月5日までにセンターに提出してください。（郵送可）

援助活動報告書

(依頼会員用)

1枚目は依頼会員用
2枚目は協力会員用
3枚目は指定日までにセンターに提出(郵送)

(a) 1. 援助実施日 3年9月1日(木)



(b) 2. 援助依頼

会員番号	氏名	子どもの名前	時間
200100	篠山 好子	くるみ	16:00 - 18:00 (2時間 分)
		このみ	16:00 - 18:00 (2時間 分)

(c) 3. 援助の内容

時間	事項	子どもの様子
16:00	自宅出発	
16:15	ごえび保育園	くるみちゃんはおもろい保育園でおもらしてしまっただけです。
16:40	来宅	(ズボン、パンツを借りています)
:	遊び	絵本を読んだり、おもちゃで遊びました。
17:30	おやつ	プリンを食べました。おいしいのに食べてくれました。
:50	排泄(このみちゃん)	普通便でした。
18:00	お母さんお迎え	
:		

感想

くるみちゃんは、おもらしの事を気にしていましたが、絵本を読んであげたらとてもご機嫌になりました。絵本がとても好きですね。

このみちゃんは、(ニニニと)ご機嫌にしています。

(注) 事項欄には、来宅、保育園・幼稚園・小学校等への送迎、食事(おやつ、ミルク等)、排泄、睡眠、遊び、帰宅、その他を記入して下さい。

(d) 4. 報酬等

報酬	2,100 円	内訳	単価 (350 円) × (2 時間)
			単価 (175 円) × (2 時間)
			単価 (円) × (時間)
交通費	160 円		
食事(おやつ)	200 円	→ 協力会員が用意した場合は、実費を払って下さい。	
その他	円		
キャンセル	円		
		合計	2,460 円

兄弟2人からは半額で計算して下さい

(e)

協力会員番号 300100

氏名 社協 愛子

依頼会員番号 200100

氏名 篠山 好子

丹波篠山市ファミリーサポートセンター

3枚とも押印して下さい

★この報告書は、領収書にもなります。報告書がないものは保険の対象にはなりません。キャンセルの時も、必ず報告書を作成して下さい。

II. 補償保険について

援助活動中の事故に備え、会員は地域子育て支援補償保険に加入しています（会員負担はありません）。この保険は、活動中の協力会員及び依頼会員の子どもが、傷害を被った場合の補償に備えておくとともに、万一の賠償請求に備えることによって、協力・両方会員が安心して活動に参加でき、センターの健全な運営と発展に寄与することを目的とするものです。

（1）サービス提供会員傷害保険

協力会員が、援助活動中や援助活動を提供するため、自宅と依頼会員の子ども宅や保育園等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により、傷害を被った場合に保険金の対象となります。

（補償例）

- *走ってくる子どもを受け止めようとして、支えきれずに転んでけがをした。
- *子どもを送って帰宅途中、雨で濡れた階段で滑ってけがをした。
- *地震が発生し、棚から落下したものに当たってけがをした。

（2）依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、援助活動中や援助を受けるため自宅と協力会員宅や保育園等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、協力会員の過失の有無にかかわらず保険金の対象となります。

（補償例）

- *子どもが階段から落ち、けがをした。
- *子どもが車に乗っていて、自動車事故に遭い、けがをした。
- *地震が発生し、棚から落下したものに当たってけがをした。
- *子どもが活動中に熱中症になった。

（3）賠償責任保険

センターまたは協力会員（被保険者）が、援助活動中に他人（依頼会員の子どもを含む。協力会員と同居の親族を除く）の身体または生命を害したり、財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金の対象となります。

また、依頼会員からお預かりし、活動場所で管理している現金及び子どもの預かりに必要な日用品を保険期間中に損壊、紛失、または盗取、詐取に遭った場合の、所有者に対する法律上の賠償責任も補償対象となります。

(補償例)

- *協力会員の不注意でお湯がこぼれ、子どもに大やけどをさせたことにより、賠償責任を負った場合。
- *協力会員が提供（調理）した食事やミルクが原因で、子どもが食中毒を起したり、やけどを負ったりしたことにより、賠償責任を負った場合。
- *依頼会員から預かったベビーカーを破損してしまった場合

(4) 共通項目

- ①自家用自動車を使った活動中の事故の場合、(1) サービス提供会員傷害保険、(2) 依頼子供傷害保険は適用されますが、(3) 賠償責任保険は適用されません。本人の加入している自動車保険で対応してください。
- ②自家用自動車で援助活動（保育園等への子どもの送迎等）を行う協力会員は、自動車検査証及び自動車保険証（任意保険）のコピーを、センターに提出してください。

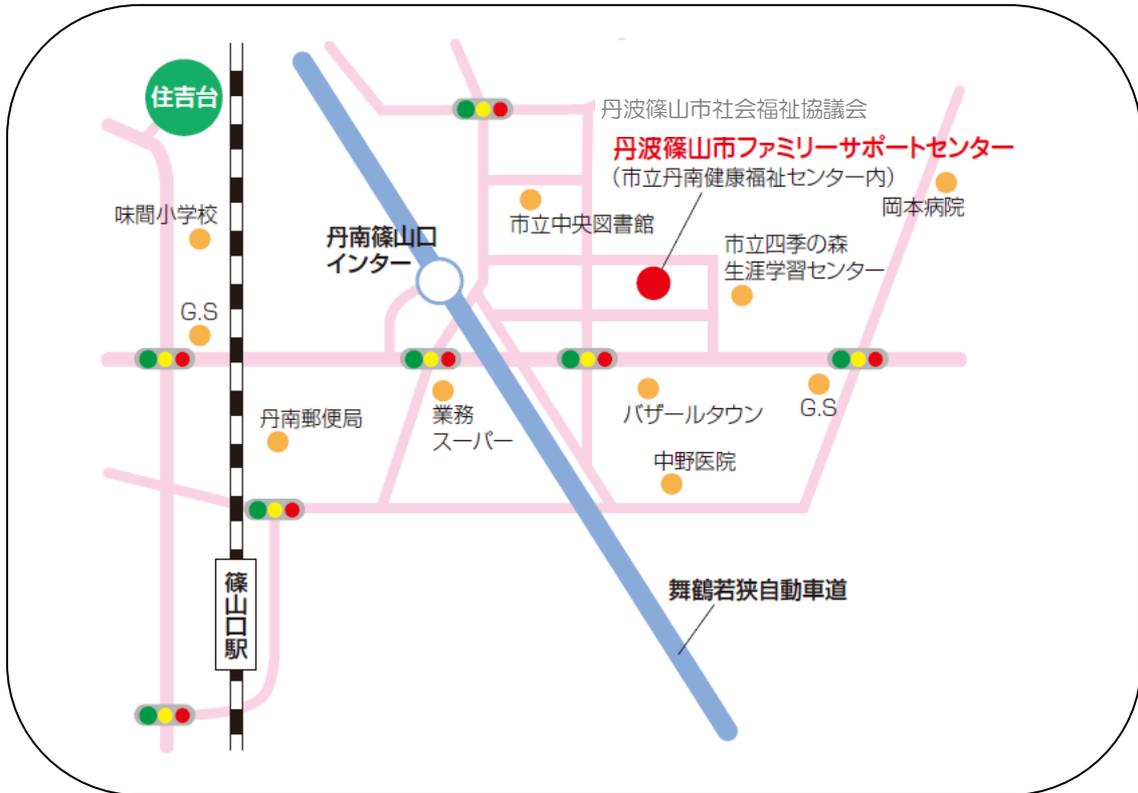
(5) お見舞金制度

お見舞金制度は、「地域子育て支援補償保険」では補償されない部分を補う制度です。これにより、預かった子どもの加害事故、活動に起因した熱中症、感染症、車での送迎中の事故について、協力会員に対して 30,000 円を限度にお見舞金が支払われます。

(お見舞金対象例)

- *預かった子どもに協力会員の家の物を壊された
- *協力会員またはその家族が、預かった子どもから病気をうつされた

※加入保険者（東京海上日動火災保険株式会社・損害保険ジャパン日本興亜株式会社）により、保険内容が一部変更となる場合がありますので、センターにご確認ください。



丹波篠山市社会福祉協議会
 丹波篠山市ファミリーサポートセンター
 〒669-2205 丹波篠山市網掛 301 番地 丹南健康福祉センター
 TEL 079-590-1388 (直通)
 FAX 079-590-1123

開所日：月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
 (土・日曜日、祝日、年末年始はお休みです)

